

令和7年度上天草市高齢者福祉計画等推進委員会 次第

日時 令和8年1月29日(木)午後7時から
場所 上天草市役所松島庁舎3階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委嘱状交付

4 副会長選任

5 議 事

- (1) 高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の実施期間に関する進捗状況報告(資料1)

計画第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

第1節	生涯現役社会の実現	・・・	P 1
第2節	認知症になっても安心して暮らせる体制構築	・・・	P 13
第3節	在宅で安心して暮らせるための地域づくり	・・・	P 20
第4節	多様な住まい、サービス基盤の整備	・・・	P 28
第5節	介護人材の確保とサービスの質の確保	・・・	P 30

- (2) 介護サービス量及び介護給付費等の実績(資料2)

- (3) 介護予防・生活圏域ニーズ調査、在宅生活改善調査実施状況(資料3)

- (4) その他

6 閉 会

【配布資料】

資料1 上天草市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画(計画実施期間に関する結果報告)

資料2 介護サービス量及び介護給付費等の実績

資料3 介護予防・生活圏域ニーズ及び在宅生活改善調査実施状況

上天草市高齢者福祉計画等推進委員会委員名簿

（委嘱期間：令和5年8月22日～令和8年3月31日）

選出区分	所属又は組織名	氏名
保健、医療及び 福祉関係団体	宮崎外科胃腸科医院 院長	宮崎 正史
	上天草総合病院 病院長	脇田 富雄
	松原歯科医院 院長	松原 崇士
	天草郡市薬剤師会上天草ブロック 会長 くらしの薬局中店 薬剤師	本田 卓輝
	老人保健施設（松朗園） 事務管理者	宮口 初彦
	介護老人福祉施設（南風苑） 前施設長	水野 功
	介護老人福祉施設（翔洋苑） 施設長	山下 勝一
	介護老人福祉施設（相生荘） 施設長	長山 省己
	介護老人福祉施設（ひかりの園） 施設長	深谷 誠了
	訪問看護ステーションCruto大矢野	濱崎奈津子
	上天草市介護支援専門員連絡協議会 会長	坂田 秀幸
	上天草市社会福祉協議会 事務局長	大谷 巧
被保険者及び 住民代表	上天草市議会 文教厚生常任委員長	桑原 千知
	上天草市地域婦人会連絡協議会 副会長	坂口 米子
	上天草市老人クラブ連合会 会長	藤本 賢一
	2号被保険者等の利用者	西村 愛恵
	上天草市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	大石 恵美代
	上天草市区長連合会 会長	川本 一夫
関係行政機関職員	上天草市福祉事務所長	宮崎 誠吾

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定による介護保険事業運営の基盤となる介護保険事業計画の策定及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定による高齢者福祉計画の策定に関し、被保険者をはじめとする住民の意見を計画に反映させ、また、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の実施、進捗状況の点検・評価をし、もって事業の円滑な推進に資することを目的として、上天草市高齢者福祉計画等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の実施、進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項に付随するその他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (2) 被保険者及び住民の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員は市長が委嘱し、その任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人、副会長1人を置く。

- (1) 会長及び副会長は委員の互選による。
- (2) 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 会長は必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会に、専門的な調査、研究を行うため作業部会を設けることができる。

2 作業部会は、関係担当職員、民間関係団体職員及び一般市民等のうちから市長が委嘱し、調査、研究結果を委員会に報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員が会議に出席したときは報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、高齢者ふれあい課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。